

第6章 実現化に向けて

第1節 まちづくりの基本的な考え方

都市計画マスタープランは、まちづくりに関する基本的な方向を定める指針であり、個別の部門別方針を総合化したものと位置づけられています。このため、都市計画マスタープランを詳細化し、具体化していくためには、個別の部門別方針を充実していくとともに、相互の連携を図りながら、まちづくりを進める必要があります。

また、今後のまちづくりを推進するにあたっての、基本的な考え方を、次のように定めます。

1. 都市計画区域マスタープランとの整合

- ・都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定められる本計画は、長期的な視点に立ったまちづくりを進めるための指針として福島県が作成する都市計画区域マスタープランとの整合を図ります。

2. 都市計画の決定・変更

- ・都市計画の決定・変更には、既存の土地や建物に新たな制限が発生することから、新規事業の必要性や緊急性などを判断しながら、市民へのわかりやすさとともに手続きの透明性の確保に配慮します。

3. 関係機関との連絡・調整

- ・本計画のまちの将来像の実現に向けて、計画の策定や事業の実施にあたっては市内の関係機関とともに、国や県等との協議や調整を十分に図りながら、効率的なまちづくりを進めます。
- ・今後のまちづくりが広域的な都市計画に影響を与える場合、市町村間の調整事項は、本計画に沿った考え方に基づき連携・調整を図ります。

4. まちづくりに関する情報提供

- ・都市計画基礎調査をはじめ、まちづくりに関する各種公表データについては、可能な限りオープンデータ化を進めます。
- ・土地利用規制や都市計画情報については、市ホームページ等を活用しながら、わかりやすく利用しやすい環境づくりと情報の見える化に努めます。

5. 市民主体のまちづくり

- ・市民のまちづくりに関する意識を喚起するため、広報体制の強化やまちづくりに対する市民の参加機会の拡充等に努めます。
- ・地区レベルでの住民のまちづくり活動の機会の拡充やその支援策等について検討します。
- ・具体的な整備手法等については、地区計画等により地域特性を生かしながら地区住民とともに検討を進めます。

第2節 実現化に向けての方策

まちづくりの基本的な考え方にに基づき、時代の変化に柔軟に対応するまちづくりを推進するため、以下の事項について検討及び推進を図ります。

1. 都市計画マスタープランの進行管理

- ・本市では、福島県と協力しながら概ね5年ごとに「都市計画基礎調査」を実施しており、引き続き調査を継続し、個別分野の計画の進捗も組み合わせながらまちの状況把握に努めます。
- ・まちづくりの方針の実現化に向け、用途地域、準防火地域、地区計画等の都市計画制度を活用し、必要に応じた見直しを行いながら、時代の変化に柔軟に対応したまちづくりを推進します。

2. 役割分担と協働によるまちづくりの推進

- ・市民、企業、行政の役割分担と相互の協働によるまちづくりの推進を図ります。
- ・国、県への協力要請と関係機関、隣接市町村との連携強化を図ります。
- ・市役所内の横断的な調整を円滑に行うため、まちづくりに関する組織体制の強化を図ります。

3. 財源の確保と効率的な運営

- ・本市でも内外の極めて厳しい財政環境の中にあることから、行財政改革を推進して経費の削減や自主財源の確保に努め、都市基盤整備費用の確保を図ります。
- ・まちづくり事業の展開においては、国・県の補助事業をできるだけ活用するとともに、基金の創設等により、まちづくりに関する財源の確保を図ります。
- ・整備の優先順位の検討や市民・企業の自主的な活動を誘導し、効率的なまちづくりの推進を図ります。

4. 都市施設等の計画的な維持管理

- ・道路や下水道、公園等の公共施設については、必要に応じた計画の見直しを行い、維持管理費等の縮減や予算の平準化、ライフサイクル延長のための長寿命化など、将来にわたって必要な機能を発揮し続けるための取組を推進します。

5. 立地適正化計画の運用

- ・これまで本市で暮らしてきた方はもちろん、これから本市に定住を希望する方が、潤いのある市民生活を維持していけるよう、相馬市立地適正化計画に基づき、都市計画区域内の中心拠点・地域拠点において居住や都市機能を誘導し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します。
- ・立地適正化計画の策定及び公表後は、居住誘導区域外における住宅開発等の動向、あるいは都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を事前に把握し、計画者に対し都市機能の誘導方針等の情報提供・調整を行うことを目的とする届出制度があります。今後も届出時の確認・相談を適切に行い、住宅開発等の動向及び誘導施設の整備動向を把握し、持続可能なまちづくりを進めていきます。

6. 都市計画区域外の地域での環境整備

- ・都市計画区域外の既存集落については、市街地への連絡機能を強化して暮らしやすい環境づくりを推進します。

7. 災害危険区域の土地利用

- ・災害危険区域の新たな土地利用については、商工業の立地の利便性を確保した市沿岸部の新たな復興につながるまちづくりを検討します。今後は、必要に応じた用途転換を行うことで、土地利用との調和を図ります。

8. 和風デザインによる都市景観の形成

- ・本庁舎や相馬市立中村第二中学校校舎をはじめとする公共施設の整備に統一したデザインを導入するとともに、本市が誇る中村城跡を中心とした中心市街地において、相馬野馬追のまちとして城下町らしい歴史を生かした景観形成を推進します。

9. 都市計画マスタープランの見直し

- ・本計画は、概ね20年後の令和27年(2045年)を見据えた長期的な計画であり、国や県、市の上位計画等の改定や社会経済情勢の変化に対応するため、PDCAサイクルを繰り返し、必要に応じた計画の見直しを柔軟に行います。

